

鳥羽市予算決算常任委員会会議録

令和7年12月22日

○出席委員

委員長	木下順一	副委員長	世古雅人
委員	倉田正義	委員	五十嵐ちひろ
委員	山本欽久	委員	南川則之
委員	濱口正久	委員	戸上健
委員	坂倉広子	委員	尾崎幹
委員	世古安秀		
議長	河村孝		

○欠席委員

委員 瀬崎伸一

○出席説明者

歳入 (全部)

- ・大野副市長
- ・岡本企画財政課長、中村係長

歳出 (全部)

- ・大野副市長
- ・勢力総務課長、宮本課長補佐、栗原課長補佐、三浦係長
- ・奥村健康福祉課長、山本副参事、寺田室長、杉本副室長

特別及び企業会計

- ・勢力総務課長

○職務のために出席した事務局職員

事務局長 佐々木真紀

(午後 1時50分 再開)

○木下順一委員長 委員の皆さんにおかれましては、行政常任委員会に引き続きお疲れさまです。

ただいまより予算決算常任委員会を再開します。

本日、審査をします議案は、議案第57号、令和7年度鳥羽市一般会計補正予算(第8号)、議案第58号、令和7年度鳥羽市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)、議案第59号、令和7年度鳥羽市介護保険事業特別会計補正予算(第2号)、議案第60号、令和7年度鳥羽市定期航路事業特別会計補正予算(第3号)、議案第61号、令和7年度鳥羽市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)、議案第62号、令和7年度鳥羽市水道事業会計補正予算(第4号)、議案第63号、令和7年度鳥羽市下水道事業会計補正予算(第2号)の7件であります。

審査に入る前に委員の皆様申し上げます。

質疑については関連質問で進めていただき、質問内容が前後することがないように、進行についてご協力をください。

それでは、審査に入ります。

議案第57号、令和7年度鳥羽市一般会計補正予算(第8号)の概要と歳入について、執行部の説明を求めます。

副市長。

○大野副市長 皆さん、こんにちは。副市長の大野でございます。

予算決算常任委員会の審査に当たりまして、私から、補正予算の概要についてご説明申し上げます。

議案第57号、令和7年度鳥羽市一般会計補正予算(第8号)につきましては、歳入歳出ともそれぞれ1億1,100万円を追加し、補正後の総額を150億8,500万円とするものです。

歳入予算につきましては、地方交付税は7,456万2,000円の増額、国庫支出金は3,643万8,000円の増額を計上しております。

歳出予算につきましては、人事院勧告に基づく給与改定として、各費目の給与等管理費などの人件費を合わせた7,456万2,000円を増額しております。

民生費では、物価高対応子育て応援手当の支給に係る事業費と事務費を合わせた3,643万8,000円を増額計上しております。

また、繰越明許費につきましては、年度内の完了が見込めない事業として、民生費の物価高対応子育て応援手当事業を繰り越すものです。

続きまして、特別会計については一括して説明申し上げます。

議案第58号から議案第61号までの特別会計補正予算につきましては、人事院勧告に基づく給与改定による人件費の補正として、四つの特別会計を合わせた補正予算額は1,000万円を追加し、補正後の総額を69億6,400万円とするものです。

続きまして、企業会計について説明申し上げます。

議案第62号、令和7年度鳥羽市水道事業会計補正予算(第4号)につきましては、人事院勧告に基づく給

与改定による人件費の補正として218万4,000円を増額し、補正後の総額を20億1,414万8,000円とするものです。

議案第63号、令和7年度鳥羽市下水道事業会計補正予算（第2号）につきましては、人事院勧告に基づく給与改定による人件費の補正として44万4,000円を増額し、補正後の総額を2億1,090万1,000円とするものです。

以上、詳細につきましては各所管課長から説明させますので、ご審査賜りますようよろしくお願いいたします。

○木下順一委員長 企画財政課長。

○岡本企画財政課長 企画財政課、岡本です。よろしくお願いいたします。

それでは、一般会計補正予算（第8号）の歳入につきまして、ご説明させていただきます。

補正予算書の8ページ、9ページをお願いいたします。

まず、10款地方交付税、1項地方交付税、目1地方交付税、節1地方交付税ですけれども、説明欄1にあります普通交付税といたしまして7,456万2,000円を計上しております。

次に、14款国庫支出金、2項国庫補助金でございます。目2民生費国庫補助金、節2児童福祉費補助金で、3,643万8,000円を計上させていただきました。物価高の影響を強く受けている子育て世帯に対しまして支給する、物価高対応子育て応援手当に係る補助金となっております。内訳といたしましては、支援する子育て応援手当に充てます説明欄7の事業費補助金で3,400万円のほか、子育て応援手当の支給に必要な事務費に充てる説明欄8の事務費補助金243万8,000円を計上させていただきました。

以上で歳入の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○木下順一委員長 説明は終わりました。

これより質疑を行います。

歳入についてご質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○木下順一委員長 ないようですので、続いて歳出の審査に入ります。

初めに、委員の皆様申し上げます。

人事院勧告に基づく人件費補正については、各課共通の案件であるため、最初に総務課からまとめて説明を受けます。この件につきましては、令和7年度一般会計補正予算（第8号）等の概要4ページに記載されておりますが、この後の説明がないことをご承知おきください。

それでは、人事院勧告に基づく人件費補正及び3款民生費について担当課の説明を求めます。

総務課長。

○勢力総務課長 総務課、勢力です。よろしくお願いいたします。

歳出についてご説明させていただきますが、先ほど委員長言っていたように、事業の説明はございませんので、概要のほうで説明させていただきます。

先ほどの行政常任委員会と重複する部分がありますが、よろしくお願いいたします。

それでは、令和7年度一般会計補正予算（第8号）等の概要の4ページをご覧ください。

このたびの補正につきましては、本年度の人事院勧告に基づき本市職員の給料表及び諸手当を見直すなど給料改定の実施に伴い、不足が見込まれる人件費を増額補正するものでございます。

主な給与改定の内容ですが、行政職給料表等の改定で平均改定率3%、期末勤勉手当の支給月数を0.05月分引き上げる改定、また通勤手当の見直しについて上げさせていただいております。

適用年月日といたしましては、行政職給料表等の改定、通勤手当の改善については令和7年4月1日、期末勤勉手当の支給月数の引上げ0.05は令和7年12月1日からのものになっております。

補正予算の内容ですが、ここに計上してある一般会計から特別会計の合計は7,411万8,000円、そのほか企業会計の補正もございまして、それを含めると全体の人事院勧告に基づく人件費の補正額は7,674万6,000円となります。

補正については以上です。

○木下順一委員長 子育て支援担当副参事。

○山本副参事 健康福祉課、山本です。よろしく申し上げます。

私のほうから、民生費について説明させていただきます。

概要の5ページ上段をお願いいたします。

児童福祉一般職員給与費は287万2,000円を計上しております。人事院勧告による人件費のほか、物価高子育て応援手当の支給に係る事務量の増加が見込まれることから、時間外勤務手当を増額補正するものでございます。財源は、全額、国庫補助金を充当しております。

同ページ下段をお願いします。

物価高子育て応援手当事業につきましては、3,569万6,000円を計上しております。これは国の強い経済を実現する総合経済対策におきまして、特に物価高の影響を強く受けている子育て世帯への支援として、物価高対応子育て応援手当を支給することとされました。このことから、その支給に要する必要な経費の補正をお願いするものでございますが、国からは、できる限り速やかに支給することということで指示がございまして、急遽ではございますが、今回の人事院勧告に伴う補正予算に併せて計上させていただいたものでございます。

支給の対象者は、令和7年9月30日時点の児童手当支給対象児童を養育する父母等でございますが、支給の対象となる児童には、それ以降、令和8年3月31日までに生まれる新生児も含まれておりますことから、その新生児を養育する父母等も対象となります。

本市の支給対象者は約800人、支給の対象となる児童は1,700人を見込んでおり、手当の額は子供1人当たり2万円となっております。

主な経費につきましては交付金のほか電算委託料で、これも全額、国庫補助金で充当しております。

予算書の5ページをお願いいたします。

繰越明許費の補正になります。

これは年度末までに生まれる、令和8年3月31日までに生まれる新生児も対象としていますことなどから、事業費の一部について繰越明許費を設定したものでございます。

最後になりますが、現時点の想定スケジュールですけれども、支給手続は基本的にプッシュ型で支給する

こととなりますので、改めての支給手続は原則不要となります。しかしながら、これから生まれてくる新生児の方、それと公務員の方などで職場から児童手当が支給されている場合などは、別途申請をお願いすることとなります。具体的な想定スケジュールですが、年明けの1月の中頃までには案内チラシや通知等を送付させていただき、最終的に2月の中旬までには初回の振込ができればと考えております。

説明は以上となります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○木下順一委員長 説明は終わりました。

ただいま説明を受けた人事院勧告に基づく人件費補正及び3款民生費について、ご質疑はございませんか。坂倉委員。

○坂倉広子委員 詳細な説明いただきました。ありがとうございます。よく分かりました。

その中で支給対象者800人、そして児童1,700人という見込みの中ですが、年齢は生まれたお子さんから18歳までの人数としてよかったでしょうか。

○木下順一委員長 子育て支援担当副参事。

○山本副参事 すみません、対象の年齢の説明を漏れておまして申し訳ございません。

児童手当の支給の対象者が対象となりますので、ゼロ歳から高校生年代の18歳までとなっております。以上です。

○木下順一委員長 坂倉委員。

○坂倉広子委員 プッシュ型ということでございますし、また周知のほうも2月の中旬ということでございますので、またどうぞよろしく物価対策ということでお願い申し上げます。

以上です。

○木下順一委員長 他にございませんか。

(「関連で」の声あり)

○木下順一委員長 南川委員。

○南川則之委員 関連でお願いします。

坂倉委員からの質問もあって、プッシュ型ということなんですけれども、12月にも子育てのほうに時間外も計上して、かなり勤務実態を聞きました。今回も国の制度によってこういった時間外が計上されておるということなんですけれども、対応は十分できるのか、あるいは過度な負担になっていないのか、その辺教えてください。

○木下順一委員長 子育て支援担当副参事。

○山本副参事 時間外勤務手当の件ですけれども、確かに12月補正で先日ご可決いただいたところで時間外勤務手当を不足のところでも認めていただきました。それに追加する形で今回も、応援手当の支給に関するところで増額とさせていただいております。

これにつきましては、確かに主にこの時間外の想定は子育て支援室の事務方4名が中心となるのかなと考えております。委員心配いただいておりますように、確かに業務量としては過多になるんですけれども、この事業につきましては国から速やかに支給という形で、時期をこちらのほうで人員が不足しているとかそういったもので遅らすというわけにはいきませんので、総務課のモチベーション係とも既に協議させていただいて、基

本、我々職員は45時間、月の上限の勤務時間になるんですけども、これが他律的業務といいまして、こちらのほうで実施時期を差配することが難しい業務を他律的業務というんですけども、そういった比重が高い部署の指定を年度末に向けて健康福祉課を指定していただくことで、100時間未満まで月の時間外労働が規則の中の範疇に収まっていくという形となっておりますので、既にそこは協議はさせていただいたところです。

ただ、100時間未満といいましても、それまで職員を100時間まで働かすのかというわけではございません。45時間を超えても時間外手当を支給できるように、きちんと整理させていただいたところがございます。できる限り時間外勤務は少なくなるような形で、必要に応じて他の係ともご協力いただきながら進めていきたいと考えております。

以上です。

○木下順一委員長 南川委員。

○南川則之委員 ありがとうございます。

その辺がちょっと心配なところ、業務いろんなことの100時間以内ということですけども、制度を守るということが大事なところで、一番心配なのはそういった過多にならないかということで、ぜひ担当課だけでなく、いろんな手だてをしながらやってほしいなと思います。

もう一点、委員長、よろしいですか。

○木下順一委員長 どうぞ、続けてください。

○南川則之委員 プッシュ型なのに、今言ったように時間外も発生するというので、実際のプッシュ型でありながら、業務をしなければならないというところを、先ほど副参事のほうから今後生まれる人とか公務員の状況とかも調べないかということ、何が業務量の増えてくるところかいうのを分かったら教えてください。

○木下順一委員長 子育て支援担当副参事。

○山本副参事 100%見込めるわけではございませんけれども、想定できますのがまず通知の発送、それと通知の発送に併せて、この手当は要りませんというご家族の申出の期間を設けなければならないというのがありまして、国からは1週間から2週間、期間を言われています。当然その間は受け取る側ですので、こちらのほうの事務としてはないんですけども、結局それが期間というのが縛りがございますので、今度その期間が終わってから振込を2月の中旬までにできるだけ早くしようと思うと、結構そこから振込のデータをつくったり、具体的な事務のところタイトなスケジュールになってしまうので、それが一番、時間外勤務手当が増える増加要因かなと考えております。

○木下順一委員長 南川委員。

○南川則之委員 ありがとうございます。

国の10分の10という事業ということで、ぜひとも受けたいということで時間外もしながらということで、ぜひ職員のこと考えながらやっていただきたいなと思います。

そこは私、以上です。ほかにもありますけれども、そこはもう。

○木下順一委員長 関連はございませんか。

(発言する声なし)

○木下順一委員長 なければ、南川委員。

○南川則之委員 最初、総務課長が説明してくれた人事院勧告に基づく人件費補正というところでお聞きします。

4ページのところなんですけれども、主な給与改定の内容ということで、先ほど行政常任委員会のほうで確認してある程度分かって、平均改定率なぜ3%になったとか、遡及の時期については分かりました。

今回この総額のことなんですけれども、正規職員ということで、先ほど戸上委員の前段の質問もあったんですけど、職員何名分で今回の遡及改定により1人平均幾らぐらいの遡及額になったかいうのを教えてください。

○木下順一委員長 宮本課長補佐。

○宮本課長補佐 総務課の宮本です。よろしく願いいたします。

全会計の合計になりますけれども、今回、遡及適用を受ける職員が320名、それから遡及適用する平均支給額なんですけれども、給料明細12万9,000円、それから期末勤勉手当で6万8,000円、そのほか時間外勤務手当とか地域手当等もございまして、大きなものは給料、それから期末勤勉手当となっております。

○木下順一委員長 南川委員。

○南川則之委員 平均すると幾らぐらい、遡及になるかというのを教えてください。それを含めて320名が総トータル7,674万6,000円でしたかね。それを割り返すと大体幾らかというのを教えてください。

○木下順一委員長 総務課長。

○勢力総務課長 今、補佐が説明したのは給料だけでしたけれども、手当も全て含んだ数字で7,674万6,000円、これを320人で割り返すと23万9,000円、約24万円弱になります。

以上です。

○木下順一委員長 南川委員。

○南川則之委員 ありがとうございます。

1人平均ですけれども、24万円弱の遡及手当ということですよ。

それで、聞きたいのは、行政のときにも聞いたんですけど、会計年度任用職員さんは令和8年4月1日からという話が出ていたと思うんですけど、なぜ会計年度任用職員さんは遡及適用をしないのか、少し教えてください。

○木下順一委員長 宮本課長補佐。

○宮本課長補佐 これまで本市の方針としまして、南川委員言われるように、会計年度任用職員につきましては4月に遡及適用せずに、翌年の4月から給与表の改定を人勧に基づきまして適用しているという方針で来ております。

その理由の一つとしまして、会計年度任用職員につきましては、我々正規職員と違って一年度の任用付の職員というふうになっておりまして、任用時の4月に給与も含めて諸条件の提示をさせていただいて、それで任用させていただいているというところがございまして、年度途中でそのあたりの条件を変えにいくというのはなかなか難しいというふうに思っておりますので、給与の改定につきましては翌年の4月から適用してきたというふうな方針になっておりますので、今年度も同じ方針でやらせていただきたいと思います。

○木下順一委員長 南川委員。

○南川則之委員 任用の条件ということなんですけれども、会計年度ですので、単年度の任用というふうなんですけれども、今年度の4月1日に任用する人は、4月1日で先ほど説明があったように給料幾らですよということなんですけれども、この人事院勧告によってきちっと給料改定を下さいということですので、当然4月1日に遡って遡及せないかんということになると私は思うんですけれども、そこで副市長に聞きたいんですけれども、一般質問でも市長に質問をさせていただいたんですけれども、今年の7年11月11日に地方公務員の給与改定等に関する取扱いというところについて、こういう通達が来ています。

常勤職員の給与改定が行われた場合における会計年度任用職員の給与に係る取扱いについてということで、会計年度任用職員の給与については、改定の時期を含めて常勤職員の給与改定に係る取扱いに準じて改定することを基本とし、適切に対処することということで通達は都道府県に来ております。これを何で遵守しないのか、教えてください。

○木下順一委員長 副市長。

○大野副市長 先ほどの通知の内容については、私も把握しております。

今回、遡及適用を行わない方針としておる理由につきましては、今、総務課の課長補佐からご説明があったとおりでございます。ただ、やはり当然、通知文の重さは重々承知しているところでございます。

当然、内容についてもしっかり認識はしておりますので、これからまた他市町の状況も確認した上で検討課題とさせていただければと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○木下順一委員長 南川委員。

○南川則之委員 副市長のほうから検討課題という点、また人事の担当にお聞きしたいんですけれども、今、会計年度任用職員に遡及適用しとる県内の市があると思うんですけれども、調べてあったらどこの市がやっているのか、教えてください。

○木下順一委員長 宮本課長補佐。

○宮本課長補佐 今現状、遡及適用をしている市町ですけれども、まず四日市市がフルタイムのみ実施をされているというふうに把握しております。そのほかですと鈴鹿市、それから志摩市、伊賀市、市域ですとそれになります。

○木下順一委員長 南川委員。

○南川則之委員 担当課が調べていただいたように、総務副大臣の通知を遵守してきておる市もかなり多くなってきています。

副市長には失礼なんですけれども、志摩市も副市長が県から出向いただいて、今、勤務していただいたとるんですけれども、志摩市にいろいろ確認させてもらったら、市長及び副市長からこの副大臣通知をしっかり準拠することということで総務部の担当もそういう方向づけということで、志摩市は先ほど答弁あったように遡及適用していて、フルタイムの会計年度任用職員に対しても、あるいはパートタイムについても率で計算して支給しとるという経緯がありますので、ぜひこういったこういう国の通達に準じるとか、人事院勧告に準じた方向づけというのもそういう基礎的なところをしっかりと、先ほど他市の状況も確認してという話があったんですけれども、ぜひもう一度考えながらやってほしいなと思いますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○木下順一委員長 他にございませんか。

戸上委員。

○戸上 健委員 僕、最後でよろしいですもので、ありますもので、当ててほしいというふうに思います。

物価高騰子育て応援手当事業についてお尋ねします。

これはもう終わりましたか。

○木下順一委員長 よろしいですよ。

○戸上 健委員 山本副参事、国のほうで物価高騰重点支援臨時交付金、これが鳥羽市には2億6,477万円、もう既に岡本課長、来たのかな。

(「届いています」の声あり)

○戸上 健委員 そうですね。それだけの金が来ております。国民が物価高騰で苦しんでいるので、それを助けろと、緊急にやれというお金です。

ほかの自治体では、子育て応援手当2万円、これは国の一律の額ですけれども、これにプラス1万円して、子育て世帯は大変だから3万円、応援金にするというところもあります。担当課としてはそういう検討というのはなされなかったのでしょうか。それとも、担当課は子育て担当だから1万円どころか3万円ぐらいプラスして5万円ぐらい出したれという案を提起したんだけれども、上のほうでなかなか通らなかったというのか、そのあたり教えてください。

○木下順一委員長 山本副参事。

○山本副参事 担当課のほうで議論がなかったかというところなんですけれども、後ろにいます室長、副室長から、県内の他市ではそれほど上乘せというのは事例としてはない感じやったんですけれども、ぜひ1万円追加してできないかということで私のほうに言うてきました。私のほうも、物価高騰重点交付金とかの活用とか、そういったところで財政のほうとも話はさせていただいております。

今回はその物価高騰のやつは補正ないんですけれども、ほかの事業とのバランスとかもありますし、現金支給がいいとかそういったところもあるとは思いますが、ちょっと実現のほうは難しいかなと思うんですけれども、一応要望のほうは課内では考えて相談はさせていただいたというところです。

以上です。

○木下順一委員長 戸上委員。

○戸上 健委員 我々議会としても応援しますもので、ぜひそれ実現してやってください、山本副参事。

○木下順一委員長 よろしいですか。

○戸上 健委員 結構です。

○木下順一委員長 他にございませんか。

(「なし」の声あり)

○木下順一委員長 ご質疑もないようですので、引き続き特別会計及び企業会計の補正予算の審査に移ります。

それでは、議案第58号、令和7年度鳥羽市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)、議案第59号、令和7年度鳥羽市介護保険事業特別会計補正予算(第2号)、議案第60号、令和7年度鳥羽市定期航路事業

特別会計補正予算（第3号）、議案第61号、令和7年度鳥羽市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）、議案第62号、令和7年度鳥羽市水道事業会計補正予算（第4号）、議案第63号、令和7年度鳥羽市下水道事業会計補正予算（第2号）について、一括して総務課長の説明を求めます。

総務課長。

○勢力総務課長 委員長のご指示ありましたとおり、特別会計と企業会計のほうを全て私のほうからご説明させていただきます。

補正予算書のほうで説明させていただきますので、まず一般会計・特別会計補正予算書の39ページをご覧ください。

全て人事院勧告に基づく人件費の改正ですので、よろしくお願いします。

議案第58号、令和7年度鳥羽市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）については、歳入歳出それぞれ100万円を追加し、補正後の総額を27億1,600万円とするものでございます。

44ページのほうをご覧ください。

まず、歳入ですが、一般会計繰入金を計上し、歳出予算については人事院勧告に基づく歳出のみとなっております。

続きまして、補正予算書51ページをご覧ください。

議案第59号、令和7年度鳥羽市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、歳入歳出それぞれ90万円を追加し、補正後の総額を29億2,290万円とするものでございます。

同じく56ページをご覧ください。

歳入についてですが、一般会計からの繰入金を計上し、歳出予算につきましては人事院勧告に基づく歳出のみとなっております。

続きまして、63ページをご覧ください。

議案第60号、令和7年度鳥羽市定期航路事業特別会計補正予算（第3号）につきましては、歳入歳出それぞれ760万円を追加し、補正後の総額を7億360万円とするものでございます。

68ページ、69ページをご覧ください。

歳入についてですが、一般会計からの繰入金を計上させていただいております。歳出については人事院勧告に基づく歳出のみとなっております。

続きまして、補正予算書75ページをご覧ください。

議案第61号、令和7年度鳥羽市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）につきましては、歳入歳出それぞれ50万円を追加し、補正後の総額を6億2,150万円とするものでございます。

80ページ、81ページをご覧ください。

歳入予算につきましては一般会計からの繰入金を計上し、歳出予算については人事院勧告に基づく歳出のみとなっております。

続きまして、別冊になりまして、水道事業会計補正予算書、また引き続き下水道事業会計補正予算書のほうをご覧ください。

まず、鳥羽市水道事業会計補正予算書の1ページをご覧ください。

議案第62号、令和7年度鳥羽市水道事業会計補正予算（第4号）については、人件費の補正として収益的支出、これは第2条予算のほうになっておりますが、218万4,000円を増額し、補正後の収益的支出予算総額を1億4,774万8,000円とするものでございます。

続きまして、鳥羽市下水道事業会計補正予算書の1ページをご覧ください。

議案第63号、令和7年度鳥羽市下水道事業会計補正予算（第2号）につきましては、人件費の補正といたしまして収益的収入及び収益的支出ともに44万4,000円を増額し、補正後の収益的収入予算総額を1億6,777万6,000円とし、収益的支出予算総額を1億7,102万8,000円とするものでございます。

以上、説明とさせていただきます。よろしくご審議のほうお願いします。

○木下順一委員長 説明は終わりました。

ご質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○木下順一委員長 ご質疑もないようですので、以上で審査を終わります。

これで付託された案件は全て説明を受けました。

続いて、採決に移る前に委員の皆さんで討議したい案件はございますか。

（「なし」の声あり）

○木下順一委員長 ないようですので、これより採決を行います。

お諮りします。

議案第57号、令和7年度鳥羽市一般会計補正予算（第8号）について、原案どおり可決することに賛成の方は起立をお願いします。

（起立全員）

○木下順一委員長 ありがとうございます。起立全員であります。

よって、議案第57号は原案どおり可決することに決定しました。

続いて、議案第58号を採決します。

お諮りします。

議案第58号、令和7年度鳥羽市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について、原案どおり可決することに賛成の方は起立をお願いします。

（起立全員）

○木下順一委員長 ありがとうございます。起立全員であります。

よって、議案第58号については原案どおり可決することに決定しました。

続いて、議案第59号を採決します。

お諮りします。

議案第59号、令和7年度鳥羽市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について、原案どおり可決することに賛成の方は起立をお願いします。

（起立全員）

○木下順一委員長 ありがとうございます。起立全員であります。

よって、議案第59号については原案どおり可決することに決定しました。

続いて、議案第60号を採決します。

お諮りします。

議案第60号、令和7年度鳥羽市定期航路事業特別会計補正予算（第3号）について、原案どおり可決することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

○木下順一委員長 ありがとうございます。起立全員であります。

よって、議案第60号については原案どおり可決することに決定しました。

続いて、議案第61号を採決します。

お諮りします。

議案第61号、令和7年度鳥羽市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、原案どおり可決することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

○木下順一委員長 ありがとうございます。起立全員であります。

よって、議案第61号については原案どおり可決することに決定しました。

続いて、議案第62号を採決します。

お諮りします。

議案第62号、令和7年度鳥羽市水道事業会計補正予算（第4号）について、原案どおり可決することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

○木下順一委員長 ありがとうございます。起立全員であります。

よって、議案第62号については原案どおり可決することに決定しました。

続いて、議案第63号を採決します。

お諮りします。

議案第63号、令和7年度鳥羽市下水道事業会計補正予算（第2号）について、原案どおり可決することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

○木下順一委員長 ありがとうございます。起立全員であります。

よって、議案第63号については原案どおり可決することに決定しました。

以上で当委員会に付託されました案件の審査は終了しました。

これで委員会を終わりたいと思いますが、本委員会における委員長報告につきましてはご一任を願います。

これもちまして、予算決算常任委員会を散会します。

（午後 2時32分 散会）

委員長はこの会議録をつくりここに署名する。

令和7年12月22日

予算決算常任委員長 木 下 順 一